「学校いじめ防止基本方針」

阿蘇市立阿蘇西小学校 いじめ防止対策推進委員会

1 はじめに

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、教育に関わる全ての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものである。いじめはどの学校においても、どの子供にも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておかなければならない。

本校においては、これまでもいじめを許さない学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、いじめられている児童を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取り組んできた。いじめは、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校全体に関わる課題である。

この学校いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という)は、「いじめ防止対策推進法」(H25.9.28 施行、以下「法」という)の第13条(学校いじめ防止基本方針)の規定および、「熊本県いじめ防止基本方針(改訂版)」(R2.11.24 改訂)の2(1)(学校いじめ防止基本方針の策定)に基づき「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

2 基本的な方向

- (1) いじめの防止
 - ・子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲をもたせることで、いじめを生まない土壌をつくり 上げる。
 - ・学校教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、 児童が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (2) いじめの早期発見
 - ・いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく 力を高める。
 - ・情報集約担当者を中心に、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知 等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整備する。
- (3) 家庭や地域との連携
 - ・社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭・地域と連携して対策を推進する。
- (4)関係機関との連携
 - ・平素から、警察や児童相談所等の関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催等、情報 共有体制を構築しておく。

3 取組の内容

- (1) 道徳教育の充実
 - ・「いじめの未然防止への対応」や「いじめを生まない雰囲気や環境の醸成」(内容項目:相 互理解、寛容)
 - ・「いじめ問題の理解」(内容項目:公正,公平,社会正義)
 - ・いじめに正面から向き合う「考え、議論する道徳」への転換
- (2) わかる、楽しい授業づくり・学力向上の取組

すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を行うとともに、 学力向上の取組をすることで一人一人に自己肯定感をもたせ、いじめの未然防止につなげる。

- ・「子供主体の学び」の授業展開の推進
- ・保護者と連携した家庭学習の充実
- (3) 人権教育および、「認め、ほめ、励まし、伸ばす」教育の推進
 - ・人権尊重の精神に立つ学校づくり
 - ・人権教育の充実および居場所のある学校・学級づくり・道徳教育の充実

(4) 生徒指導の充実

基本的な生活習慣を整え、学校のきまりや学級の約束を守る節度ある児童を育てるとともに、いじめや問題行動を未然防止するため、情報を広く収集する。

・定期的な教育相談、個別面談・「心と体のアンケート」の実施(毎月)

(5)児童会活動の取組

教師主導でなく、児童がいじめ問題を自分たちの問題としてとらえ、自分たちの手でいじめ をなくそうとする気持ちを高めていけるよう、児童会活動を充実させる。

・心のきずなを深める月間・ピースフル阿蘇宣言の周知、学級化

(6) 保護者や地域と連携した取組

いじめ防止のために、学校の基本方針を様々な機会で説明するとともに、家庭や地域での子育て、見守り、情報収集など連携して取り組む。ネット上のいじめ(メール・オンラインゲーム・SNS等)防止についても、啓発を行う。

・PTA役員会、総会の活用 ・学校運営協議会 ・民生委員会 ・地区懇談会

(7) PDCAサイクルの活用

いじめ防止対策年間行動計画にPDCAサイクルを位置づけ、年間の取組について検証を行い、行動計画の改善を進める。

・取組評価アンケートの実施 ・アンケートの分析と改善策の検討

(8) いじめ防止対策推進委員会の設置

「法」の第22条(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)の規定および、「熊本県いじめ防止基本方針(改訂版)」(R2.11.24 改訂)の2(2)(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置)に基づき、いじめ防止対策推進委員会を設置し、いじめ防止に係る取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる役割を担う。また、いじめに関する相談の窓口となり、児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有、解消に向けた対策の中心を担う。

必要に応じて、PTA役員、学校運営協議会委員、民生委員等の参加を求め、取組についての意見や要望を得るとともに、広く情報の収集に努める。

(9) いじめに対する措置

「法」の第23条(いじめに対する措置)の規定に基づき、いじめに対して以下のように措置をとる。

- ①児童や保護者からいじめに係る相談や通報を受けたとき、児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに当該の児童に係るいじめの事実の有無の確認を行う。
- ②いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童や保護者に対する支援、いじめを行った児童に対する指導やその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する 教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育 を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ④②の支援又は指導や助言を行うには、いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童 の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護 者と共有するための措置を講ずる。
- ⑤いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは警察と連携してこれに対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、 直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

一改訂履歴一

H 2 6. 3月策定

R元. 5月改訂

R 3. 4月改訂

R 5. 4月改訂

R 6. 4月改訂